

令和8年6月定例
四万十町教育委員会
会議資料

日 時： 令和8年6月2日（火）午前9時

場 所： 四万十町役場本庁東庁舎 2階 町民活動支援室

会 議 次 第

1 開 会

2 教育長あいさつ

3 会議録署名委員の指名

4 議 題

- ① 承認第1号 専決処分の承認について
- ② 承認第2号 専決処分の承認について
- ③ 議案第1号 七里小学校学校運営協議会委員の委嘱又は任命について
- ④ 議案第2号 十和小学校及び十和中学校の学校運営協議会委員の委嘱又は任命について
- ⑤ 議案第3号 窪川中学校学校運営協議会委員の委嘱又は任命について
- ⑥ 議案第4号 四万十町放課後子ども教室運営委員会委員の委嘱又は任命について
- ⑦ 議案第5号 令和8年度教育委員会関係予算案（6月補正）について

5 協議事項

6 報告事項

- ① 四万十町子ども・子育て会議委員について
- ② 四万十町高校教育振興事業補助金交付要綱の一部改正について

7 その他

- ① 6月定例議会（議案・一般質問）について
- ② 今後の日程について

教 育 長	川 上 武 史
委 員	横 山 順 一、 谷 口 和 史、 野 中 裕 子、 西 谷 史
事 務 局	今 西 浩 一、 橋 本 剛 臣、 藤 原 直 美、 中 井 智 之

承認第 1 号

専決処分の承認について

区域外就学に係る協議について、四万十町教育委員会教育長に対する事務委任規則（平成 18 年四万十町教育委員会規則第 4 号）第 3 条の規定に基づき、別紙のとおり専決したので、同規則第 4 条の規定に基づきこれを報告し承認を求める。

令和 8 年 6 月 2 日 提出

四万十町教育長 川上 武史

別紙

専 決 書

区域外就学に係る承諾について、四万十町教育委員会教育長に対する事務委任規則（平成18年四万十町教育委員会規則第4号）第3条の規定に基づき、別紙のとおり専決する。

令和8年5月26日

四万十町教育長 川上 武史

別紙

区域外就学申請の取扱いについて

[illegible]

令和8年5月26日

四万十町教育長 川上 武史

記

- [illegible]

区域外就学の承諾基準 No.●● ●●●●

- [illegible]

参 考

四万十町教育委員会教育長に対する事務委任規則 (平成18年教育委員会規則第4号) 【抜粋】

(委任)

第1条 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号。以下「法」という。）第25条第1項の規定に基づき、四万十町教育委員会（以下「教育委員会」という。）は、次に定める事項を除き、その権限に属する事務を教育長に委任するものとする。

- (1) 教育行政の基本方針に関すること。
- (2) 教育に関する事務の管理及び執行の基本的な方針に関すること。
- (3) 教育委員会規則その他教育委員会の定める規程の制定又は改廃に関すること。
- (4) 教育委員会の所管に属する学校その他教育機関の設置及び廃止に関すること。
- (5) 教育委員会及び教育委員会の所管する学校その他の教育機関の職員の任免その他人事に関すること。
- (6) 法第26条の規定による点検及び評価に関すること。
- (7) 法第29条に規定する意見の申出に関すること。
- (8) 幼稚園、小学校及び中学校の通学区域の設定又は変更に関すること。
- (9) 教科書の採択に関すること。
- (10) 教育委員会附属機関の委員の任免等に関すること。
- (11) 重要事項の告示、指令、通知、申請及び報告等に関すること。
- (12) 教職員の組織する職員団体及びその他の諸団体との重要な交渉に関すること。
- (13) 文化財の町指定に関すること。
- (14) 前各号に掲げるもののほか、教育委員会が特に重要と認める事項。

第3条 教育長は、緊急の場合には、第1条各号に規定する事務を専決することができる。

(委員会への報告)

第4条 教育長は、次に掲げる事項について、次の教育委員会の会議にこれを報告し、承認を求めなければならない。

- (1) 第1条の規定により教育長に委任した事務で重要なものに関すること。
- (2) 前条の規定により教育長が専決した事務に関すること。

（区域外就学等）

- 第9条 児童生徒等をその住所の存する市町村の設置する小学校、中学校（併設型中学校を除く。）又は義務教育学校以外の小学校、中学校、義務教育学校又は中等教育学校に就学させようとする場合には、その保護者は、就学させようとする小学校、中学校、義務教育学校又は中等教育学校が市町村又は都道府県の設置するものであるときは当該市町村又は都道府県の教育委員会の、その他のものであるときは当該小学校、中学校、義務教育学校又は中等教育学校における就学を承諾する権限を有する者の承諾を証する書面を添え、その旨をその児童生徒等の住所の存する市町村の教育委員会に届け出なければならない。
- 2 市町村の教育委員会は、前項の承諾（当該市町村の設置する小学校、中学校（併設型中学校を除く。）又は義務教育学校への就学に係るものに限る。）を与えようとする場合には、あらかじめ、児童生徒等の住所の存する市町村の教育委員会に協議するものとする。

四万十町就学指定校変更及び区域外就学事務取扱要綱【抜粋】

(令和4年四万十町教育長訓令第1号)

(承認及び承諾基準)

第2条 四万十町立小学校及び中学校における就学指定校変更承認基準及び区域外就学承諾基準は、別表のとおりとする。

(申請)

第3条 就学指定校以外の学校へ就学させようとする保護者又は区域外就学をさせようとする保護者は、校区外就学・区域外就学申請書(様式第1号)を教育委員会に提出しなければならない。

2 前項に規定する校区外就学・区域外就学申請書には、教育委員会が求める書類を添付しなければならない。

(承認又は承諾)

第4条 教育委員会は、前条に規定する申請があった場合は、当該申請について審査し、第2条に規定する就学指定校変更承認基準又は区域外就学承諾基準のいずれかに該当し、かつ、教育上適当と認められるときは、就学指定校変更の承認又は区域外就学の承諾をすることができる。

別表（第2条関係）

就学指定校変更の承認及び区域外就学の承諾基準

事由	承認・承諾の基準		承認・承諾期間等
転居又は転出	1	小学校の学年途中又は中学校在籍途中の転居で、引き続き在学を希望する場合	小学校は学年末まで 中学校は卒業まで
	2	小学校及び中学校の学年途中の転出で、引き続き在学を希望する場合	学年末まで
	3	住宅の新築・改築等による一時的な転居・転出で、引き続き在学を希望する場合	教育委員会が認める期間 (年度ごとの申請が必要)
	4	新築等により、近い将来転居することが確定しており、転居後に就学指定校となる学校への就学を希望する場合	住民登録がされるまで(原則6か月以内)
転入予定	5	本町に転入予定で、転入後に就学指定校となる学校への就学を希望する場合	転入日まで
住民票未登録	6	特別な事情で住民登録ができない場合に居住地が校区となる学校への就学を希望する場合	住民登録がされるまで(年度ごとの申請が必要)
留守家庭児童対策	7	小学校6年生以下の児童の保護者が自宅にいない状況にある者で、次の場合 ① 児童の親族の住所を校区とする学校への就学を希望する場合 ② 保護者又は祖父母の勤務地の住所を校区とする学校への就学を希望する場合 ③ 他に児童の保護ができる状況に無く、学童保育等を実施している学校への就学を希望する場合	状況に変化がなければ、小学校卒業まで(年度ごとの申請が必要)
心身の事情	8	児童生徒の心身の事情により、指定校への就学が困難である場合で、その事情に相応した学校への就学を希望する場合	教育委員会が認める期間 (年度ごとの申請が必要)
	9	支援学級のある学校への就学を希望する場合	卒業まで
教育上の配慮	10	就学指定校にない部活動を行うため、就学校の変更を希望する場合(中学校入学前に申請をした場合に限る。)	中学校のみ卒業まで(年度ごとの申請が必要)
	11	いじめや、不登校などの改善のため、就学校の変更を希望する場合	教育委員会が認める期間
その他	12	地理的条件により、就学指定校への就学が困難な場合に、容易に通学できる学校への就学を希望する場合	卒業まで
	13	就学指定校の変更を承認された兄弟姉妹と同じ学校への就学を希望する場合	卒業まで
	14	教育的見地や家庭の状況等から、就学校の変更を希望する場合	教育委員会が認める期間 (年度ごとの申請が必要)
	15	就学希望中学校区の小学校に在籍したことを理由に就学校の変更を希望する場合(中学校入学前に申請をした場合に限る。)	卒業まで
	16	その他、特別な事情により就学校の変更を希望する場合	教育委員会が認める期間 (年度ごとの申請が必要)

就学指定校変更の承認及び区域外就学の承諾に係る添付書類

事由	承認・承諾の基準		添付書類
転居又は転出	1	小学校の学年途中又は中学校在籍途中の転居で、引き続き在学を希望する場合	
	2	小学校及び中学校の学年途中の転出で、引き続き在学を希望する場合	
	3	住宅の新築・改築等による一時的な転居・転出で、引き続き在学を希望する場合	建築確認申請書、入居契約書等の転居・転入を確認できる書類
	4	新築等により、近い将来転居することが確定しており、転居後に就学指定校となる学校への就学を希望する場合	建築確認申請書、入居契約書等の転居を確認できる書類
転入予定	5	本町に転入予定で、転入後に就学指定校となる学校への就学を希望する場合	建築確認申請書、入居契約書等の転入を確認できる書類
住民票未登録	6	特別な事情で住民登録ができない場合に居住地が校区となる学校への就学を希望する場合	居住証明書
留守家庭児童対策	7	小学校6年生以下の児童の保護者が自宅にいない状況にある者で、次の場合 ① 児童の親族の住所を校区とする学校への就学を希望する場合 ② 保護者又は祖父母の勤務地の住所を校区とする学校への就学を希望する場合 ③ 他に児童の保護ができる状況に無く、学童保育等を実施している学校への就学を希望する場合	預かり承諾書 在職証明書
心身の事情	8	児童生徒の心身の事情により、指定校への就学が困難である場合で、その事情に相応した学校への就学を希望する場合	学校長の意見書又は関係機関の意見書等
	9	支援学級のある学校への就学を希望する場合	
教育上の配慮	10	就学指定校にない部活動を行うため、就学校の変更を希望する場合（中学校入学前に申請をした場合に限る。）	
	11	いじめや、不登校などの改善のため、就学校の変更を希望する場合	学校長の意見書又は関係機関の意見書等
その他	12	地理的条件により、就学指定校への就学が困難な場合に、容易に通学できる学校への就学を希望する場合	
	13	就学指定校の変更を承認された兄弟姉妹と同じ学校への就学を希望する場合	就学通知書の写し
	14	教育的見地や家庭の状況等から、就学校の変更を希望する場合	学校長の意見書又は関係機関の意見書等
	15	就学希望中学校区の小学校に在籍したことを理由に就学校の変更を希望する場合（中学校入学前に申請をした場合に限る。）	
	16	その他、特別な事情により就学校の変更を希望する場合	事由要件による

承認第 2 号

専決処分の承認について

四万十町立小中学校教職員働き方改革推進委員会委員の任命について、四万十町教育委員会教育長に対する事務委任規則第 3 条の規定に基づき、別紙のとおり専決したので、同規則第 4 条の規定に基づきこれを報告し承認を求める。

令和 8 年 6 月 2 日 提出

四万十町教育長 川上 武史

別紙

専 決 書

四万十町立小中学校教職員働き方改革推進委員会委員の委員について、四万十町教育委員会教育長に対する事務委任規則第3条の規定に基づき、別紙のとおり専決する。

令和8年4月28日

四万十町教育長 川上 武史

別紙

四万十町立小中学校教職員働き方改革推進委員の変更について

四万十町立学校における四万十町立小中学校教職員働き方改革推進委員会の設置等に関する要綱第3条の規定に基づく働き方改革推進委員会の委員を次のとおり変更し、任命する。

変更前

所 属	役職名	氏 名
四万十町小中学校校長会	川口小学校校長	大崎 幸

変更後

所 属	役職名	氏 名
四万十町小中学校校長会	仁井田小学校校長	森田 麻里

【専決処分を行った理由】

委員を補欠選任した上で、4月中に委員会を開催する必要があったため。

参 考

四万十町立小中学校教職員働き方改革推進委員会委員名簿

令和8年6月2日現在

所 属	役職名	氏 名
四万十町小中学校校長会	仁井田小学校校長	森田 麻里
	大正中学校校長	稲田 充宏
四万十町小中学校教頭会	窪川小学校教頭	月原 賢司
	窪川中学校教頭	前田 憲志
四万十町学校事務支援室	総括主任	松下 恵美
	総括主任	氏原 初江
	主事	草野 宏旗
四万十町教育委員会	教育長	川上 武史
	教育次長	今西 浩一
	学校教育課課長	橋本 剛臣
	学校教育課教育対策監	浜口 千茶

任期：令和7年6月6日～令和9年3月31日

任期：令和8年4月28日～令和9年3月31日

(森田 麻里)

参 考

四万十町立小中学校教職員働き方改革推進委員会設置要綱

(設置)

第1条 四万十町立小中学校に勤務する教職員（以下「教職員」という。）が誇りとやりがいをもって職務に従事できる環境を整備することにより、教育活動の質の維持及び向上を図ることを目的として、四万十町立小中学校教職員働き方改革推進委員会（以下「推進委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 推進委員会は、次に掲げる事項について調査及び審議を行う。

- (1) 四万十町業務管理・健康確保等措置実施計画の調査及び審議に関する事項
- (2) 前号に掲げるもののほか、教職員を対象とした働き方改革の推進に向けた取組を円滑に実施するために必要な事項

(組織)

第3条 推進委員会は、次に掲げる者のうちから四万十町教育委員会（以下「教育委員会」という。）が委嘱し、又は任命する委員12人以内をもって組織する。

- (1) 教育長
- (2) 教育次長
- (3) 学校教育課長
- (4) 教育対策監
- (5) 四万十町小中学校校長会に属する者
- (6) 四万十町小中学校教頭会に属する者
- (7) 四万十町学校事務支援室に属する者

(委員長)

第4条 推進委員会に委員長を置き、教育長をもって充てる。

2 委員長は会務を総理し、推進委員会を代表する。

3 委員長に事故があるときは、教育次長がその職務を代理する。

(委員の任期)

第5条 委員の任期は、3年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員が委嘱又は任命されたときにおける当該身分を失った場合は、委員を辞したものとみなす。

(会議)

第6条 推進委員会の会議は、委員長が必要に応じて招集し、委員長が議長となる。

2 委員長が必要と認めるときは、委員以外の関係者に出席を求め、資料の提供、説明、その他必要な意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 推進委員会の庶務は、教育委員会事務局学校教育課において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、推進委員会に関し必要な事項は、委員長が諮って定める。

附 則

この訓令は、令和2年1月14日から施行する。

参 考

四万十町教育委員会教育長に対する事務委任規則【抜粋】

(平成 18 年四万十町教育委員会規則第 4 号)

(委任)

第 1 条 地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和 31 年法律第 162 号。以下「法」という。)第 25 条第 1 項の規定に基づき、四万十町教育委員会(以下「教育委員会」という。)は、次に定める事項を除き、その権限に属する事務を教育長に委任するものとする。

- (1) 教育行政の基本方針に関すること。
- (2) 教育に関する事務の管理及び執行の基本的な方針に関すること。
- (3) 教育委員会規則その他教育委員会の定める規程の制定又は改廃に関すること。
- (4) 教育委員会の所管に属する学校その他教育機関の設置及び廃止に関すること。
- (5) 教育委員会及び教育委員会の所管する学校その他の教育機関の職員の任免その他人事に関すること。
- (6) 法第 26 条の規定による点検及び評価に関すること。
- (7) 法第 29 条に規定する意見の申出に関すること。
- (8) 幼稚園、小学校及び中学校の通学区域の設定又は変更に関すること。
- (9) 教科書の採択に関すること。
- (10) 教育委員会附属機関の委員の任免等に関すること。
- (11) 重要事項の告示、指令、通知、申請及び報告等に関すること。
- (12) 教職員の組織する職員団体及びその他の諸団体との重要な交渉に関すること。
- (13) 文化財の町指定に関すること。
- (14) 前各号に掲げるもののほか、教育委員会が特に重要と認める事項。

(重要異例の事務の処理)

第 2 条 教育長は、前条の規定にかかわらず、委任された事務について、特命があるとき、又は事案の特に重要と認められるもの異例に属するもの若しくは規定の解釈上疑義があるものについては教育委員会の決定を求めなければならない。

(教育長の専決)

第 3 条 教育長は、緊急の場合には、第 1 条各号に規定する事務を専決することができる。(委員会への報告)

第 4 条 教育長は、次に掲げる事項について、次の教育委員会の会議にこれを報告し、承認を求めなければならない。

- (1) 第 1 条の規定により教育長に委任した事務で重要なものに関すること。
- (2) 前条の規定により教育長が専決した事務に関すること。

議案第 1 号

七里小学校学校運営協議会委員の委嘱又は任命について

四万十町立学校における学校運営協議会の設置等に関する規則第 3 条第 1 項の規定に基づき、七里小学校学校運営協議会の委員を次のとおり変更し、委嘱又は任命することについて、委員会の意見を求める。

令和 8 年 6 月 2 日 提出

四万十町教育長 川上 武史

変更前

選 出 区 分	氏 名	備 考
(2) 対象学校に在籍する 児童及び生徒の保護者	河野 靖志	●●●●●●●●
(4) 学校関係者	吉岡 栄作	七里小学校 校長

変更後

選 出 区 分	氏 名	備 考
(2) 対象学校に在籍する 児童及び生徒の保護者	大杉 昭仁	●●●●●●●●
(4) 学校関係者	若林 庄司	七里小学校 校長

任期 : 令和 8 年 6 月 2 日 ~ 令和 9 年 3 月 3 1 日

(別紙)

七里小学校学校運営協議会委員名簿

任期：令和8年6月4日 ～ 令和9年3月31日

選 出 区 分	氏 名	備 考
(1) 対象学校の所在する地域住民	田井 一矢	●●●●●●●●●●
	生田 富繁	●●●●●●●●●●
(2) 対象学校に在籍する児童及び生徒の保護者	山脇 大士	●●●●●●●●●●
	河野 通裕	●●●●●●●●●●
	大杉 昭仁	●●●●●●●●●●
	野村 卓司	●●●●●●●●●●
(3) 地域学校協働活動推進員その他の対象学校の運営に資する活動を行う者	佐竹 孝太	●●●●●●●●●●
(4) 学校関係者	若林 庄司	七里小学校 校長
(5) 学識経験を有する者	野村 泰子	教育研究所 所長
	牧野 綾	松葉川保育所 所長
(6) 前各号に掲げる者のほか、教育委員会が適当であると認める者		

参 考

○ 四万十町立学校における学校運営協議会の設置等に関する規則 抜粋

(令和 2 年四万十町教育委員会規則第 10 号)

(委員の構成等)

第 3 条 協議会の委員（以下「委員」という。）は、12 人以内とし、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱又は任命する。

- (1) 対象学校の所在する地域住民
- (2) 対象学校に在籍する児童及び生徒の保護者
- (3) 社会教育法（昭和 24 年法律第 207 号）第 9 条の 7 第 1 項に規定する地域学校協働活動推進員その他の対象学校の運営に資する活動を行う者
- (4) 学校関係者
- (5) 学識経験を有する者
- (6) 前各号に掲げる者のほか、教育委員会が適当であると認める者

2 対象学校の校長は、委員を推薦することができる。

3 委員に欠員が生じたときは、新たに委員を委嘱又は任命することができる。

(委員の任期等)

第 4 条 委員の任期は、2 年とする。

2 前条第 3 項の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

議案第 2 号

十和小学校及び十和中学校の学校運営協議会委員の委嘱又は任命について

四万十町立学校における学校運営協議会の設置等に関する規則第 3 条第 1 項の規定に基づき、十和小学校及び十和中学校の学校運営協議会の委員を次のとおり変更し、委嘱又は任命することについて、委員会の意見を求める。

令和 8 年 6 月 2 日 提出

四万十町教育長 川上 武史

変更前

選 出 区 分	氏 名	備 考
(2)対象学校に在籍する児童 及び生徒の保護者	恩地 康成	●●●●●●●●
	山本 俊之	●●●●●●●●
(3)地域学校協働活動推進員 その他の対象学校の運営に 資する活動を行う者	高橋 知佐	●●●●●●●●
(4)学校関係者	久保田 隆一	十和小学校校長

変更後

選 出 区 分	氏 名	備 考
(2)対象学校に在籍する児童 及び生徒の保護者	畦地 剛司	●●●●●●●●
	佐々倉 玲於	●●●●●●●●
(3)地域学校協働活動推進員 その他の対象学校の運営に 資する活動を行う者	畦地 勇	●●●●●●●●
(4)学校関係者	小野川 聡	十和小学校校長

任期 : 令和 8 年 6 月 1 1 日 ~ 令和 9 年 3 月 3 1 日

(別紙)

十和小中学校学校運営協議会委員名簿

任期：令和８年６月１１日～ 令和９年３月３１日

選 出 区 分	氏 名	備 考
(１) 対象学校の所在する地域住民	岡本 順一	●●●●●●●●
(２) 対象学校に在籍する児童及び生徒の保護者	畦地 剛司	●●●●●●●●
	佐々倉 玲於	●●●●●●●●
(３) 地域学校協働活動推進員その他の対象学校の運営に資する活動を行う者	畦地 勇	●●●●●●●●
	中平 治子	●●●●●●●●
	吉川 耕司	十和地域振興局長
(４) 学校関係者	岩井 崇通	十和中学校校長
	小野川 聡	十和小学校校長
(５) 学識経験を有する者	伊賀 修	●●●●●●●●
(６) 前各号に掲げる者のほか、教育委員会が適当であると認める者		

議案第 3 号

窪川中学校学校運営協議会委員の委嘱について

四万十町立学校における学校運営協議会の設置等に関する規則第 3 条及び第 4 条第 2 項に基づき、窪川中学校学校運営協議会の委員を次のとおり変更し、委嘱することについて、委員会の意見を求める。

令和 8 年 6 月 2 日 提出

四万十町教育長 川上 武史

変更前

選 出 区 分	氏 名	備 考
(1) 対象学校の所在する地域住民	弘田 麻紀	茂串町 1 1 - 3 0

変更後

選 出 区 分	氏 名	備 考
(3) 地域学校協働活動推進員その他の対象学校の運営に資する活動を行う者	芳野 直之	しまんと町社会福祉協議会

任期 : 令和 8 年 7 月 1 日 ~ 令和 9 年 3 月 3 1 日

別 紙

窪川中学校学校運営協議会委員

選 出 区 分	氏 名	備 考
(1) 対象学校の所在する地域住民	森本 英和	●●●●●●●●
	緒方 正綱	●●●●●●●●
	中越 恵美	●●●●●●●●
	高橋 美恵子	●●●●●●●●
	山崎 一	●●●●●●●●
(2) 対象学校に在籍する児童及び生徒の保護者	伊藤 悠人	●●●●●●●●
	野中 裕子	●●●●●●●●
(3) 地域学校協働活動推進員その他の対象学校の運営に資する活動を行う者	芳野 直之	しまんと町社会福祉協議会
(4) 学校関係者	刃田 哲也	窪川中学校校長
(5) 学識経験を有する者	和田 拓	窪川高等学校校長
	中平 均	教育支援センター
	吉岡 栄作	窪川小学校校長
(6) 前各号に掲げる者のほか、教育委員会が適当であると認める者		

議案第 4 号

四万十町放課後子ども教室運営委員会委員の委嘱又は任命について

四万十町放課後子ども教室開設事業実施要項第 9 条第 3 項の規定に基づき、四万十町放課後子ども教室運営委員会委員を下記のとおり委嘱又は任命することについて、委員会の意見を求める。

令和 8 年 6 月 2 日 提出

四万十町教育長 川上 武史

記

区 分	氏 名	所 属 等	備 考
(1) 子ども教室(指導者)の代表者	市川 絢子	口神ノ川放課後放課後子ども教室代表	再任
	門脇 恵美	北ノ川放課後子ども教室代表	新任
	矢野 博昭	十和放課後子ども教室代表	新任
(2) 子ども教室(保護者)の代表者	小笠原 円	子ども教室(保護者)の代表者	再任
(3) 四万十町小中学校 PTA 連絡協議会の代表者	佐々倉 玲於	四万十町小中学校 PTA 連合会会長	新任
(4) 学校関係の代表者	森田 麻里	学校関係者の代表	新任
(5) コーディネーターの代表者	野村 泰子	コーディネーター	再任
(6) 町職員	戸田 ゆかり	健康福祉課長	再任
	多賀 啓一	町民課長	新任
(7) 教育委員会職員	今西 浩一	生涯学習課長	再任

任期 : 令和 8 年 6 月 3 日から令和 10 年 3 月 31 日

参 考

○四万十町放課後子ども教室開設事業実施要綱 抜粋

平成 20 年 2 月 12 日教育委員会告示第 2 号

(運営委員会)

第 9 条 子ども教室の運営方法等を検討するため、四万十町放課後子ども教室運営委員会（以下「運営委員会」という。）を置く。

2 運営委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 事業計画の策定
- (2) 安全管理方策の調査及び検討
- (3) 広報活動方策の調査及び検討
- (4) ボランティア等の地域協力者の人材確保方策の調査及び検討
- (5) 活動プログラムの企画
- (6) 事業実施後の検証・評価
- (7) その他事業の運営に関し必要な事項

3 運営委員会は、委員 10 人以内をもって組織し、次に掲げる者のうちから教育長が委嘱又は任命する。

- (1) 子ども教室（指導者）の代表者
- (2) 子ども教室（保護者）の代表者
- (3) 四万十町小中学校 P T A 連絡協議会の代表者
- (4) 学校関係の代表者
- (5) 第 11 条第 1 項に規定するコーディネーターの代表者
- (6) 町職員
- (7) 教育委員会職員

4 前項 6 号に定める町職員は、健康福祉課長及び町民課長を第 7 号の教育委員会職員は、生涯学習課長をもって充てる。

5 委員の任期は、2 年とし、再任は妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

6 運営委員会に委員長 1 人及び副委員長 1 人を置く。

7 委員長及び副委員長は、委員の互選による。

8 委員長は、委員会を代表し、会務を掌理する。

9 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

四万十町放課後子ども教室運営委員会委員

区 分	氏 名	備 考
(1) 子ども教室（指導者） の代表者	市川 絢子	再任 口神ノ川放課後子ども教室
	門脇 恵美	新任 北ノ川放課後子ども教室
	矢野 博昭	新任 十和放課後子ども教室
(2) 子ども教室（保護者） の代表者	小笠原 円	再任
(3) 四万十町小中学校 P T A 連絡協議会の代表者	佐々倉 玲於	新任
(4) 学校関係の代表者	森田 麻里	新任
(5) コーディネーターの 代表者	野村 泰子	再任
(6) 町職員	戸田 ゆかり	健康福祉課長
	多賀 啓一	町民課長
(7) 教育委員会職員	今西 浩一	生涯学習課長

任期：令和8年6月3日から令和10年3月31日